

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会では、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、県、市町村等が連携して、阿賀川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、阿賀川、日橋川及び湯川の指定区間外を対象とする。ただし、大川ダム管理区間を除くものとする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 每年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局阿賀川河川事務所（管理課）が行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月13日から施行する。

本規約は、平成29年 4月26日から施行する。

本規約は、平成30年 4月19日から施行する。

別表－1

機 関 名	代 表 者
会 津 若 松 市	市 長
喜 多 方 市	市 長
会 津 坂 下 町	町 長
会 津 美 里 町	町 長
湯 川 村	村 長
福島県 災 害 対 策 課	課 長
福島県 河 川 計 画 課	課 長
福島県 会津若松建設事務所	所 長
福島県 喜多方建設事務所	所 長
福 島 地 方 気 象 台	台 長
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所 長

別表－2

所 属	幹 事 名
会 津 若 松 市	危 機 管 理 課 長
喜 多 方 市	生 活 防 災 課 長
会 津 坂 下 町	総 務 課 長
会 津 美 里 町	く ら し 安 心 課 長
湯 川 村	総 務 課 長
福島県 災 害 対 策 課	副 課 長
福島県 河 川 計 画 課	副 課 長
福島県 会津若松建設事務所	企 画 管 理 部 長
福島県 喜多方建設事務所	企 画 管 理 部 長
福 島 地 方 気 象 台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	副 所 長 (技 術)